

荒井フットボールクラブ規約

(名称) 第1条

クラブ名称は荒井フットボールクラブ(荒井FC)と称する。大会等へエントリーする際のチーム名称(クラブ名称)も同様とする。しかし、代表が認めた場合はチーム名の一部を変更してエントリーする場合もありうる。



(事務所) 第2条

- ① 事務所は高砂市荒井町におく。

(目的) 第3条

- ① サッカーを通じて、少年・少女たちの健全育成と体力向上をはかりながら、自主性と協調性を養う事を目的とする。



(構成) 第4条

- ① 年長、1～6年生の小学生で構成し、定員は定めない。
ただし、一学年で20名超過時は在籍スタッフ間で協議し、入部をお断りする場合もある。
- ② このクラブに代表1名と数名のスタッフをおく。

(入部資格) 第5条

- ① 入部資格は何よりもサッカーが好きな子どもで、保護者の同意を得た者に限る。
- ② 入部資格は年長と1～6年生で、男子・女子・校区に制限は設けない。
- ③ 全ての学年で入部セレクションも行わない。

(入部手続き) 第6条

- ① 入部は、指定の入部申込書に必要事項を記入の上、クラブスタッフへ提出する。
- ② 正式部員となるのは入部届け提出日ではなく、クラブスタッフが書類内容を確認し、保険・選手登録手続きが完了した日の翌月1日とする。

(退部手続き) 第7条

- ① 退部を希望する者は、退部希望者本人の意思を持ってクラブスタッフに連絡する。
クラブ代表者承認完了をもって退部手続き完了とする。
- ② 退部後に他クラブへの移籍を希望する者は、移籍先チームなど明確な連絡をする。

(活動中の事故) 第8条

- ① 計画した行事の参加中において、入部者本人に発生した負傷・疾病・死亡事故等について、クラブ及びクラブスタッフ、チャタファミリーは一切の責任を負わないものとする。
- ② 計画した練習・試合等の行事以外の時間帯(移動中及び集合前、解散後及び移動中)において、事故が発生した負傷・疾病・死亡事故等についても、クラブ及びクラブスタッフ、チャタファミリーは一切の責任を負わない。
- ③ 行事はクラブスタッフの合図のもとに集合が完了した時点で開始され、クラブスタッフ解散を宣言した時点で終了とする。
- ④ 活動中に発生した負傷はクラブ・クラブスタッフ・チャタファミリーにて応急処置を行う。それ以降は医療専門機関での手当て(処置)を行うものとする。
- ⑤ 部員が活動中におこした負傷・疾病・死亡事故等については、加入している保険の範囲内で対処する。過失責任あると思われるものについては行政機関の指示に従うものとする。

(保険) 第9条

- ① 所属する全ての部員は、クラブ側が定めたスポーツ保険に加入するものとする。
- ② 保険料は、毎年度始めて徴収する部費等と一緒に徴収する。

(部費等) 第10条

- ① 活動費として所属部員から部費を徴収する。活動計画やクラブ会計などを元に、年度始めにコーチングスタッフ・チャタ役員にて相談の上で決定とする。4月・10月に6ヶ月分ずつ徴収する。
入会金：0円、

5年生、6年生	¥2200/月
4年生、3年生	¥2000/月
2年生、1年生	¥1200/月

兄弟二人目以降は500円/月の割引を適用する。
別途、選手登録費用とスポーツ保険料(加えて手数料)も徴収する。
- ② 中途退部者については原則として返還しない。ただし、特別な事情がある場合及び、代表が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 部費の他に、選手登録費用・スポーツ保険料(加えて手数料)を毎年度始めて徴収する部費等と一緒に徴収する。
- ④ 年長者(キッズ)の部費は1000円/6ヶ月とし、割引制度は適用しない。又、入会金・ユニフォーム貸与金・選手登録費用・スポーツ保険料(加えて手数料)は他部員同様とする。

(会計) 第11条

- ① 運営に必要な経費は、会費をもって充てる。
- ② 経費申請書記載条件を満たしている場合は、補助費としてクラブスタッフに支給する。
- ③ チャタファミリーから1名の会計を選任する。任期は1年とする。
- ④ 毎年度末に、総会又は全部員が閲覧可能なものにて会計報告を行うものとする。
- ⑤ 臨時に経費が必要となった場合は、代表招集のもとに開催された会議(総会やクラブ会議等)で協議し、過半数以上の承認を得て、代表承認のもとで臨時徴収を行うものとする。

(総会) 第12条

- ① 総会は、毎年度始めの1回及びクラブ代表者が必要と認めたときに召集して開催する。
- ② 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席できない場合は委任連絡をもって出席したものとみなす。

(総会の規約) 第13条

- ① 総会は規約の改定、事業報告、会計報告、事業計画、役員選出等その時々が必要な事項の審議を行い協議する。

(補足) 第14条

- ① 本規約で定めるもののほか、クラブ運営に必要な事項は別に定める。ただし、代表招集のもとに開催された会議(総会やクラブ会議等)で協議し、過半数以上の承認を得て、代表承認の事項のみとする。

(付則) 第15条

規約制定 : 1993年7月10日
第10回改正 : 2024年4月15日

荒井フットボールクラブ・チャタファミリーの会 規約

(名称) 第1条

- ① 本会は荒井フットボールクラブ(荒井FC)・チャタファミリー会と称する。

(目的) 第2条

- ① チャタファミリーは荒井FCの活動を全面的に支援する事、及び会員相互の親睦を図る事を目的とする。

(構成) 第3条

- ① チャタファミリーは荒井FC部員保護者を中心に構成する。荒井FC部員保護者でなくとも荒井FCの活動を支援するものにも入会資格を与えるものとする。定員は定めない。

(会員の協力) 第4条

- ① 荒井FCチャタファミリーは第2条の目的を達成するために次の事を行う。
- ② 試合・練習においてクラブの運営協力及び部員の世話をを行う。
- ③ 遠方(校区外)での試合・練習における部員の送迎を行う。
- ④ 部員の生活指導をクラブスタッフと共に行う。
- ⑤ 活動内容については、毎年度始めにチャタ代表を中心に全会員で協議し定める。
- ⑥ その他、第2条の目的達成の為の協力を行う。

(役員) 第5条

- ① 円滑な運営と発展を図るため次の役員をおく。

代表	1名	(原則6年生保護者から選任するのが望ましい)
会計	1名	(原則6年生保護者から選任するのが望ましい)
補佐	数名	(原則6年生保護者から選任するのが望ましい)
会計監査	1名	

*上記役員選出においては、年度変更後、同一家庭からの再選出を避けるのが望ましい。
*上記役員選出においては、スタッフ家庭からの選出を避けるのが望ましい。

(任期) 第6条

- ① 役員の任期は1年とし、総会又は全部員が閲覧可能なものにて審議する。

(総会) 第7条

- ① 総会はチャタ代表者が必要と認めたときに召集して開催する。
- ② 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席できない場合は委任状の提出をもって出席したものとみなす。

(総会の規約) 第8条

- ① 総会は規約の改定、事業報告、会計報告、事業計画、役員選出等その時々が必要な事項の審議を行い協議する。

(補足) 第9条

- ① 本規約で定めない事項については別に定める。ただし、チャタ代表招集のもとに開催された会議で協議し、チャタ代表承認の事項のみとする。
- ② チャタ代表承認項目であっても、クラブ代表者が不適切と判断し承認できない事項については、非承認事項として扱われる。
- ③ 本会(チャタファミリーの会)への入会・在籍に伴う金銭は原則徴収しない。必要と判断された場合は代表を中心に協議して定める。

(付則) 第10条

規約制定 : 1993年7月10日
第8回改正 : 2024年4月15日

